

公認医療情報システム監査人（MISCA）認定更新規程

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会

（目的）

第1条 一般社団法人医療情報安全管理監査人協会（以下、「協会」という）は、公認医療情報システム監査人（Medical Information System Certified Auditor 以下、「MISCA」）の知識、技能及び身分の維持と向上を図るため、MISCA 認定に係る更新制度を設ける。本規程は、その手続きを定めたものである。なお初回認定要件については、別途定める「医療情報システム監査人認定制度規程」による。

（有効期間）

第2条 MISCA の認定（以下、「認定」という）の有効期間は、認定日または認定満了日から3年間とする。

（更新の条件）

第3条 認定の更新にあたっては、第4条と第5条の両方の要件を満たさなければならない。

（監査実績）

第4条 監査実績は、認定満了日の直近3年間における監査実績（24月以上）の有無の確認により行う。付与する監査実績月数は、別表1に示す。

（保健医療福祉分野の実務経験）

第5条 保健医療福祉分野の実務経験の確認は、申請前直近3年間における保健医療福祉分野の実務経験（3年以上）の有無により行う。については、以下のいずれかを満たさなければならない。

- 1) 医療機関、健診機関、介護施設等の勤務経験
- 2) 医療情報システムのベンダー等、上記以外での、保健医療福祉関連業務の担当経験
- 3) 医療情報技師資格の保持
- 4) その他、上記要件と同等以上の実務経験があると本協会が認める場合

（更新の申請）

第6条 認定の更新を希望する者は、認定満了日の3ヶ月前～1ヶ月前の間に、第7条に定める書類を協会に提出しなければならない。ただし、認定満了日から1ヶ月は猶予期間として申請を受理し、以降は無効となる。

- 2 以下に示すような正当な事由がある場合は、協会に届け出ることにより、資格更新の申請期限を猶予することができる。猶予期間は3年間とし、認定更新審査手数料を納付する。
 - (1) 妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合。
 - (2) 海外研修等により、長期に海外に居住した場合。
 - (3) 所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合。
 - (4) その他、本協会が正当な事由であると認めた場合。

（更新手続き）

第7条 認定の更新は、以下の手順で行うものとする。

- (1) 申請書類の受理
- (2) 書類審査（認定更新審査手数料納付確認）
- (3) 認定
- (4) 新認定証発行（登録手数料納付確認）

(申請書類)

第8条 認定の更新を申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 公認医療情報システム監査人・認定更新申請書(様式1)
- (2) 保健医療福祉分野の実務経験を証明する書類(様式3)。
- (3) 監査等実績証明書(様式4)(監査報告書、監査概要書などの提出は不要)。

(審査)

第9条 認定更新の可否は、申請書類に基づき協会が審査する。

(失効)

第10条 第6条第1項及び2項に定める期限に認定更新申請がされなかった場合、又は第3条に定める更新要件を満たせなかった場合、認定は失効する。

- 2 更新にあたって第3条の更新要件を満たせないながら、MISCA 補の更新要件を満たしている場合は、希望により MISCA 補の認定とすることができる(1月を1ポイントと見なす)。
- 3 ただし、前項に該当する場合は、正会員の権利は喪失する。

(手数料等)

第11条 認定更新に関する手数料は、次の通りとする(税込み)。

| 認定更新審査手数料 | | 登録手数料 | |
|-----------|---------|--------|--------|
| 会員 | 非会員 | 会員 | 非会員 |
| ¥7,000 | ¥12,000 | ¥5,000 | ¥8,000 |

- 2 手数料の納付を確認後、審査及び認定カードの発行を行う。
- 3 認定更新と登録は一体であり、個別申請はできない。

以上

附 則

本規程は、平成24年5月2日より施行する。

本規程は、平成25年9月2日より施行する。

(別表1)

監査実績に係る実績月数一覧 (MISCA)

| 分類 | 内容 | 月数 | 備考 |
|--------|---|-------|--------------|
| 監査実績 | 医療情報システムの監査 | 12月/件 | 内部/外部監査を問わない |
| | 上記以外の情報システムに関する監査 | 6月/件 | 同上 |
| | 保健医療福祉分野のプライバシーマーク制度 ^{注1)} の監査 | 12月/件 | 同上 |
| | PREMISs ^{注2)} の監査 | 12月/件 | 同上 |
| | 一般的な業務監査(会計監査など) | 3月/件 | 同上 |
| | その他のマネジメントシステムに係る監査 | 3月/件 | 同上 |
| 審査実績 | 保健医療福祉分野のプライバシーマークの審査 ^{注1)} | 6月/件 | |
| | PREMISsの審査 ^{注2)} | 6月/件 | |
| | その他のマネジメントシステムに係る審査 | 3月/件 | |
| 研修参加実績 | 公認医療情報システム監査人実務研修(MISCAT)への参加 | 12月/件 | |

◎監査実績に係る認定更新月数は、24月/3年である。

注1) 医療機関等の個人情報保護体制について JIS Q 15001 へ準拠性を審査する制度。一般財団法人医療情報システム開発センター(以下、「MEDIS-DC」)が運用する。

注2) 医療情報システム安全管理評価制度といい、医療機関等が運用する医療情報システムに対して「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」へ準拠性評価する制度。MEDIS-DCが運用する。

※上記ポイントは、随時見直しを行い変更することがある。